

## 文京区基本構想策定協議会条例施行規則

平成二十年十二月二十五日規則第七十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区基本構想策定協議会条例（平成二十年十二月文京区条例第四十七号。以下「条例」という。）第六条の規定により、文京区基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第三条第五項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるとおりとする。

一 学識経験者 六人以内

二 区民 二十四人以内

(分科会)

第三条 協議会は、審議の効率的な運営を図るため、分科会を置くことができる。

(関係者の意見聴取等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者を会議に出席させ、意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、基本構想等の策定が終了した時をもって、その効力を失う。

(文京区基本構想審議会条例施行規則の廃止)

3 文京区基本構想審議会条例施行規則（昭和五十二年六月文京区規則第二十三号）は、廃止する。